




資源とごみの分別区分

資源は以下の8種類に分けてください。

さらに「びん」は2種類、「紙類」は5種類に分けてください。 中を洗い汚れをとりましょう

資源	→	<h2>プラスチック製容器包装</h2>  <p>弁当や惣菜などのトレイ類、カップ類、シャンプーなどのボトル類、ふた類(プラスチック製)、ポリ袋などプラマークのあるものなど</p>	<p>品目ごとに分けて、それぞれを別々の透明または中身の確認できる半透明のごみ袋に入れて集積所に出す</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;"> <p>透明 または 半透明の ごみ袋</p> </div> <p>※手つきも使用できます ※大きさは 45L 容量の袋まで ※袋はしっかりしばって出す。</p> <p>※ただし、ごみ袋に入らない発泡スチロールと、その他の紙(雑がみ)以外の紙類はひもではばって集積所に出す(その他の紙は、ごみ袋に入れる)</p> <p>※乾電池は各地区の公民館、コミュニティーセンター等に設置された「回収ボックス」にも出すことができます。</p>
	→	<h2>白色トレイ・発泡スチロール</h2> <p>食品などが入っていた白色のトレイ、発泡スチロール</p>	
	→	<h2>ペットボトル</h2>  <p>飲料用などのペットボトルマークのあるもの</p> <p>ラベルをはずす フタ(キャップ)をはずす ラベル・フタは「プラスチック製容器包装」として出す</p>	
	→	<h2>缶</h2> <p>ジュースの缶、ビールなどの酒類缶、くだものなどの缶づめ缶など</p>	
	→	<h2>びん</h2> <p>フタをはずす</p> <p>①無色(とうめい)のガラスびん、 ②色付きのガラスびん に分けて出す</p>	
	→	<h2>紙類</h2> <p>①新聞紙と折込チラシ、②段ボール、③飲料用紙パック、 ④本・雑誌、⑤その他の紙(雑がみ) に分けて出す</p>	
	→	<h2>衣類・布類</h2> <p>破れたり、汚れたりしていない洗濯・乾燥された衣類・布類</p>	
	→	<h2>乾電池・蛍光管</h2> <p>マンガン乾電池、アルカリ乾電池、直管型蛍光管、サークル型蛍光管、電球型蛍光管</p>	

不燃ごみは以下の2種類に分けてください。

不燃ごみ	→	<h2>もやせないごみ</h2> <p>LED蛍光管(プラスチック製)なべやフライパン等の家庭用金属製品、ビデオデッキやラジカセ等の製品など バッテリーは取り外す(取扱不可)・電池は抜く</p>	<p>2種類に分けてそれぞれ別々のやぶれにくい透明または中身の確認できる半透明のごみ袋に入れて集積所に出す</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;"> <p>透明 または 半透明の ごみ袋</p> </div> <p>※手つきも使用できます ※大きさは 45L 容量の袋まで ※袋はしっかりしばって出す。</p>
	→	<h2>ガラス・陶器類</h2> <p>ガラス・陶磁器製の食器類、花びん、植木鉢、白熱電球、LED蛍光管(ガラス製) ガラスなど</p>	
可燃ごみ	→	<h2>もやせるごみ</h2> <p>生ごみ、資源にならない紙類、ゴム製品、革製品、木製品、せん定枝葉、プラスチックの商品(ビデオテープ、カセットテープ、DVD、CD、CDケースなどを含む)など</p>	<p>指定ごみ袋「もやせるごみ用」に入れて集積所に出す</p>  <p>志摩市指定ごみ袋 もやせるごみ用</p>

- 事業所や商店から出たごみは集積所へ出すことはできません。
- 指定ごみ袋は小売店等で販売しています。
- 分別がされていない資源やごみ、中身が確認できないものや決められた袋に入っていない資源やごみなどのルール違反ごみは収集しません。
- 志摩市合併前の旧町で作成された指定ごみ袋は使用できません。(合併後に作成されたものは使用できます。)

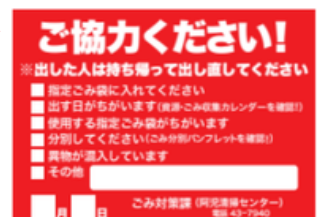
引き取らないもの	家電リサイクル製品 エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	販売店、廃棄物処理業者や家電リサイクル券取扱店などへ処分を依頼する
	消火器 (リサイクル) 原付・バイク (リサイクル) その他 (処理できないもの) 汚泥、ガスボンベ、農業用廃材・機器類、漁業用廃材・機器類、建築廃材 在宅医療廃棄物 (注射針など)、自動車・自動車用部品 タイヤ、廃油、バッテリー、有毒物質 (農薬など)、産業廃棄物、その他処理できないもの	販売店または廃棄物処理業者などへ処分を依頼する
持ち込めば引き取るもの (粗大ごみ)	粗大ごみ (大きさは、幅1.2m、高さ2m、長さ1.0m以下のもの) 指定ごみ袋 (45L) に入らない大きさのもの 家具類、自転車、じゅうたん、たたみなど	やまだ エコセンター または、指定の日に 大王清掃センター へ直接持込み
	粗大ごみの戸別 (有料) 収集 事前予約になります	

家庭から出されたごみ・資源のゆくえ

リサイクル前	リサイクル後
プラスチック製容器包装	▶ごみ袋、建設資材、プランターなど 白色トレイ発泡スチロール ▶
白色トレイ→食品トレイ	発泡スチロール→発泡スチロール 文具、合成木材、プラスチック製品など
ペットボトル 缶	▶ペットボトル、文具、プラスチック製品、せんい製品など
びん 紙類 衣類・	▶アルミ缶→アルミ缶、アルミ製品 スチール缶→スチール缶、鉄製品
布類 乾電池・蛍	▶ガラスびん→ガラスびん ビー玉、建築資材、断熱材など
光管	▶板紙、段ボールの中芯、固形燃料、雑誌、トイレットペーパーなど
	▶工業用ぞうきん、海外用衣類ヘリユース、自動車断熱フェルト
	▶乾電池→蛍光管、鉄筋、亜鉛蛍光管→蛍光管、断熱材、鉄、亜鉛、アルミ原料など

●ごみ集積所はルールを守って利用してください

ごみ集積所は、地元自治会やアパートの管理人によって設置され、修理、清掃等の運営をしております。資源やごみを集積所へ出す際は「家庭用資源・ごみ収集カレンダー」を確認して、決められた日時に、決められたものを自分の地区の集積所に出してください。分別がされていない資源やごみ、指定ごみ袋又は透明のごみ袋に入っていない資源やごみ、粗大ごみ、リサイクル家電などのルール違反ごみは、集積所に出してあっても啓発シールを貼り収集しません。啓発シールの貼られたルール違反ごみは、家庭などに持ち帰り、正しい分別をして、次回の収集日に啓発シールに油性マーカーで「×」印をして出し直してください。



※この冊子の内容に変更(修正)があった場合は、

ホームページ (<http://www.city.shima.mie.jp/>) に掲載します。

最新の情報や変更(修正)内容については、ホームページをご覧ください。